兒						
	名 称		検証区間		=m /m	
				起点	終点	評価
			1	町田市境	3·5·13 町田南大野線	存続
	3-4-3	町田厚木線	2	3·5·13 町田南大野線	3·3·1 国道16号線	存続
			3	7・4・1 相模大野西通り線付近	3·5·15 上鶴間線	存続
			4)	3.5.15 上鶴間線	座間市境	存続
	3-4-7	上溝昭和橋線	1	3・3・2 国道129号線	3・4・9 相模原愛川線	存続
			2	県道46号相模原茅ヶ崎との分岐部	3・3・2 国道129号線(合流部)	存続
			3	3・3・2 国道129号線塩田原交差点		存続
			4	3·5·12 嶽之内当麻線	3・3・3 相模原町田線	存続
			(5)	3·4·15 鍛冶谷相模原線	厚木市境	存続
	3-4-8	橋本上溝線	1	3·4·19 橋本相原線	3·4·4 南橋本青葉線	存続
			2	3·4·4 南橋本青葉線	県道63号相模原大磯塚場交差点	変更
			3	県道63号相模原大磯塚場交差点	3・3・2 国道129号線	変更
	3-4-11	相模大野線	1	3.6.7 東林間線	大和市境	存続
	3-4-19	橋本相原線	1	3・4・8 橋本上溝線	3·4·18 相原城山線	存続
長期未着手路線	3.5.7	相原宮下線	1	県道506号八王子城山	3·4·17 相原大沢線	存続
		町田南大野線	1	町田市境	3・4・3 町田厚木線	存続
			2	3-4-3 町田厚木線	国道16号	存続
	3-5-14	翠ヶ丘線	1	大和市境	3·5·15 上鶴間線	存続
			2	3·5·15 上鶴間線	座間市境	存続
	3.5.15	上鶴間線	1	3-6-6 町田新磯線	3・4・3 町田厚木線	存続
			2	3・6・7 東林間線	3・5・14 翠ヶ丘線	存続
			3	3・5・14 翠ヶ丘線	大和市境	存続
	3-5-16	相模台双葉線	1	座間市境	3・6・6 町田新磯線	存続
	3-6-6	町田新磯線	1	町田市境	3・3・1 国道16号線	存続
			2	3・3・1 国道16号線	3·5·15 上鶴間線	存続
			3	3·5·15 上鶴間線	3・5・16 相模台双葉線	存続
			4	3.5.16 相模台双葉線	3·4·5 村富相武台線	存続
	3-6-7	東林間線	1	町田市境	3・3・1 国道16号線	存続
	3.5.1	国道20号線	1	3・6・1 相模原与瀬線	終点	存続
概成済路線	3.3.1	国道16号線	1	3.5.1瓜生相模原線	3·5·12嶽之内当麻線	存続
			2	3.5.12嶽之内当麻線	3·4·10古淵麻溝台線	存続
	3 · 4 · 1	下九沢淵野辺線	1	淵野辺四丁目交差点	市道淵野辺44号	存続
	3 · 4 · 3	町田厚木線	1	3·5·13町田南大野線	3·3·1国道16号線	存続
	3 · 4 · 5	村富相武台線	1	3·4·1下九沢淵野辺線	3·5·1瓜生相模原線	存続
	3 · 4 · 7	上溝昭和橋線	1	3·3·3相模原町田線	3·4·15鍛冶屋相模原線	存続
		相模原愛川線	_	3·6·1相模原横山線	3·4·7上溝昭和橋線	変更
			2	3·3·2国道129号線	愛川町境	存続
	3-4-15	鍛冶谷相模原線	1	3・5・23しおだ中村通り線	3・4・7上溝昭和橋線	存続
	3 · 4 · 19		1	3·3·1国道16号線	3·4·8橋本上溝線	存続
		町田南大野線		町田駅南口	3·4·3町田厚木線	存続
		相模台双葉線	-		座間市境	存続
		町田橋本線 淵野辺駅上矢部線	1	町田市境	3·5·7相原宮下線	存続
			1	市道上矢部矢部	3・4・1下九沢淵野辺線	存続
		De to to the co	2	3·4·1下九沢淵野辺線	3.6.5淵野辺駅山王線	存続
		町田新磯線	-	町田市境	3・3・1国道16号線	存続
	3.6.7	東林間線	-	3・4・11相模大野線	3・5・15上鶴間線	存続
	3.5.1	国道20号線	1	3.6.1相模原与瀬線	終点	存続
			2	相模湖駅前交差点	- 1 国体の日始	存続
	3 · 6 · 1	相模原与瀬線	1	起点	3·5·1国道20号線	変更
	<u> </u>		(2)	3·5·1国道20号線	終点	存続

6 手続きの流れ

◆ 令和 4 年度以降は、都市計画道路見直しの方針に基づき、路線毎の詳細検討や関係機関との協議など、都市計画変更に向けた取組を進めていきます。



(お問合せ先) 相模原市 都市建設局 まちづくり推進部 都市計画課 〒252-5277 神奈川県相模原市中央区中央2-11-15 電 話 042-769-8247 FAX 042-754-8490 メール toshikeikaku@city.sagamihara.kanagawa.jp

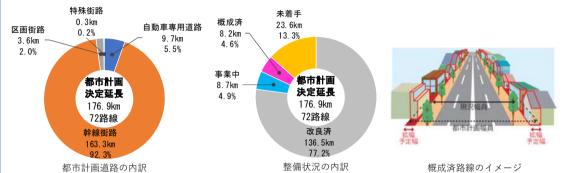
都市計画道路見直しの方針 【概要版】

1 都市計画道路とは

- ◆ 都市計画道路は、円滑な都市交通と良好な都市環境を形成するために、都市活動を支えている根幹的な施設であり、 都市計画法に基づき定めた道路です。
- ◆ 道路として必要な区域をあらかじめ都市計画において明確にすることにより、長期的な視点から計画的に整備する ことができます。
- ◆ 都市計画道路の区域内は、将来的にも円滑な整備が行えるように、建築物の建築に対し一定の制限が加えられます。

2 都市計画道路の状況 (R3.3.31現在)

- ◆ 相模原都市計画区域及び相模湖津久井都市計画区域において、72路線、総延長約176.9 kmを都市計画決定しています。
- ◆ 都市計画道路全体の整備率は、77.2%であり、計画幅員のとおり整備が完了していない路線延長の割合は、未着 手13.3%、概成済4.6%、事業中4.9%となっています。



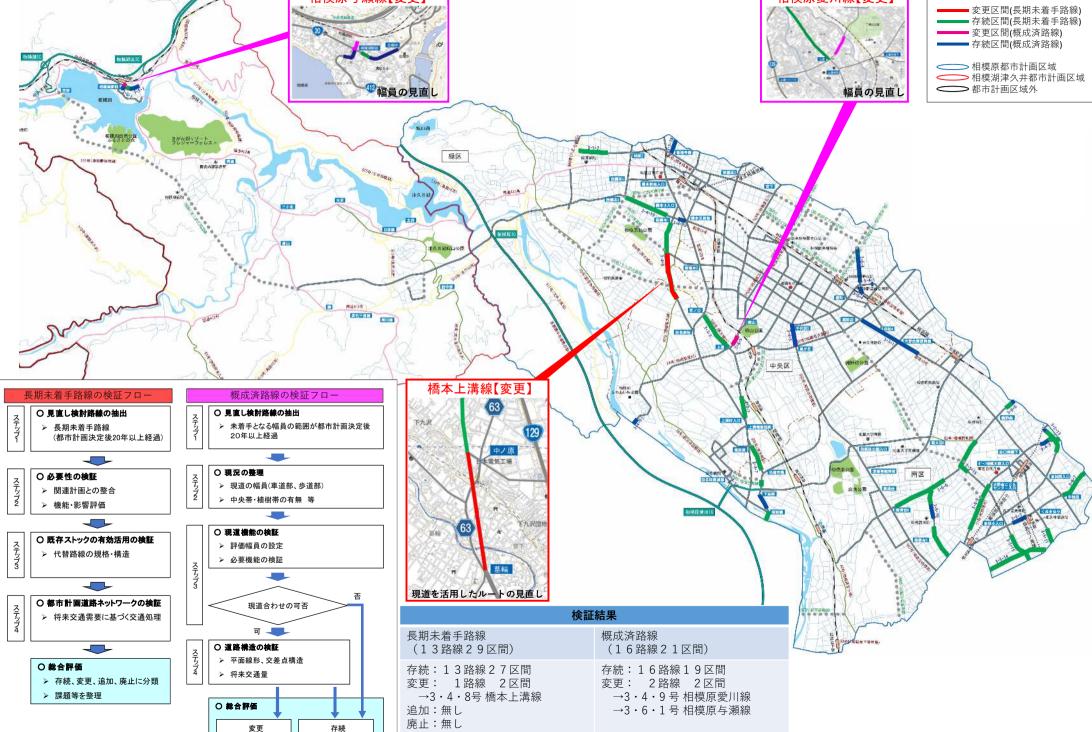
3 背景(2回目となる都市計画道路の見直しの必要性)

- ◆ 平成25年3月に「都市計画道路見直しの方針」を策定し、5路線(延長約6.4 k m)の都市計画道路を変更し、 1回目となる都市計画道路の見直しを完了しています。
- ◆ 新たな都市計画マスタープランの策定(令和2年3月)や関連計画の見直しを踏まえ、人口減少等の社会経済情勢の変化や目指すべき都市構造に対応した都市計画道路ネットワークであるかを再検証する必要性があります。



4 検証結果(令和4年3月) 凡例 相模原愛川線【変更】 相模原与瀬線【変更】 昭昌の見直し 幅員の見直し Million ラが水器サゾートスト 緑区 EC\$1873 5116 (#0# bress) 田供内提举办厅

変更



※拡大図は地理院タイル (淡色地図)を加工して作成https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html)